

最高裁秘書第2048号

平成28年7月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成27年10月6日付け（同月7日受付，最高裁秘書第2099号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

- (1) 平成17年7月1日付け裁判所時報抜粋部分（片面で2枚）
- (2) 平成17年7月15日付け裁判所時報抜粋部分（片面で1枚）
- (3) 平成18年7月15日付け裁判所時報抜粋部分（片面で2枚）
- (4) 平成18年8月1日付け裁判所時報抜粋部分（片面で2枚）
- (5) 平成19年7月1日付け裁判所時報抜粋部分（片面で2枚）
- (6) 平成19年7月15日付け裁判所時報抜粋部分（片面で2枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

第1389号

平成17年7月1日

裁判所時報

発 行

最高裁判所
事務総局

(毎月1日・15日発行)

最高裁判所長官あいさつ

(平成17年6月22日、23日開催の高等裁判所長官、
地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの)

21世紀にふさわしい司法の実現を目指して、6年間にわたって進められてきた司法制度改革は、昨年をもって一連の立法作業を終えることとなりました。広範な領域にわたる様々な改革を実行に移し、真に国民のための司法制度を築いていくためには、実務の運営に当たる法曹の役割が一段と重要なものとなることはいうまでもありません。新たに導入された一つ一つの施策について、改革の趣旨が最もよく生かされるよう、現実的な視点から検討を加え、着実に実施していくことが必要です。

法曹養成制度の見直しは、今般の改革の主要なテーマの一つであり、これが実り多い成果を挙げるよう、裁判所としても力を尽くしていかなければなりません。昨年4月から法科大学院での教育が開始され、多くの裁判官がこれに携わっています。新しい司法試験や司法修習の在り方についても、現在検討が進められています。法曹養成は、長期の視点から考えるべき課題であり、養成過程のそれぞれの段階にふさわしい教育の内容とそれらを習得させる具体的な手法を検討するとともに、法曹を志望する者の資質、能力を見極めながら、常にこれを見直していくという柔軟な姿勢で臨むことが肝要です。今後、新たな法曹養成制度の実体に照らして、法科大学院教育への協力の在り方、司

法修習の内容の具体化等について引き続き検討していく所存です。

このたびの司法制度改革の根底には、国際化し、多様化する社会の中で、透明で公正な手続により紛争を解決する司法の役割がますます重要になっていくという共通の認識があるものと思います。このような状況の下で、社会に生起する様々な問題に適切に対処し得る柔軟な思考力と高い識見を備えた裁判官を確保、育成していくことは、改革の要ともいうべき課題です。新しい法曹養成制度の下でも、優れた資質を備えた有為の人材が多数確保されるよう努めていく必要があります。また、より多くの優れた弁護士が任官するよう、弁護士会と一層緊密な意見交換を重ねていかなければなりません。裁判官に任官した後は、多くの裁判官が裁判以外の多様な経験を積むことができるような方策を講じるとともに、専門的知見を必要とする一定の分野については、これに対処し得る有用な知識を身に付けることができるよう、人事、研修等の面から見直しを進めています。その一環として、本年4月から、弁護士会の協力を得て、判事補に弁護士の職務を経験させる制度を開始しました。若い裁判官が、多様な経験を積むことにより、幅広い視野と的確な問題解決能力を身に付け、裁判官相互の切磋琢磨を通じて、裁判所

全体に新たな活力がもたらされることを期待します。

裁判員制度については、法律で基本的な形が定められました。具体的な運営の在り方については、多くの検討すべき課題が残されています。裁判員制度は、国民の司法に対する理解と信頼を深めるという大きな意味を持つことはいうまでもありませんが、心理的にも、時間的にも、国民に負担を求めるものであり、現時点では、なお多くの国民がこれに加わることを躊躇しているという実情にあります。この制度に国民の積極的な参加を求めていくには、まず、現在の刑事裁判手続を、分かりやすく、迅速なものに改めることが何より必要です。このような観点から、改正刑事訴訟法の施行に合わせて刑事訴訟規則が改正されました。今後は、裁判員の参加する新たな裁判手続の実像をできるだけ多くの国民に理解してもらうよう、法曹三者が協力して、種々の啓発、広報活動を行っていく必要があります。講演、模擬裁判、ビデオの作成等既に多くの方策が講じられていますが、さらに、国民の視点に立って、より組織的に裁判員制度の姿を示していききたいと思います。

このたびの改革では、社会の多様化、専門化の進展等を反映して、事件の類型に応じた様々な紛争処理手続の整備が進められました。知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るという観点から、東京高等裁判所の特別の支部として知的財産高等裁判所が創設され、経済界をはじめ各方面から大きな期待と関心が寄せられています。また、行政事件における国民の権利利益の救済範囲の拡大を図ること

等を目的とする行政事件訴訟法の改正が行われ、さらには、個別労働紛争の迅速、柔軟な解決を図ることを目的とする労働審判制度が創設されました。裁判所としては、これらの制度改革の趣旨が十分に実現されるよう努めていくことが必要です。

このような司法制度全般にわたる広範な改革を実現し、定着させていくためには、法曹三者が互いに協力し、建設的な意見の交換を進めていくことが必要であることはいうまでもありません。それにとどまらず、例えば裁判員制度の導入などについては、関係する多くの組織、機関、民間団体等あらゆる層の理解と協力を得ていくことが不可欠です。また、裁判所としては、人的、物的態勢の整備に努めるとともに、あわせて、これまでの事務を見直し、新しい要請に最も適切に応え得る合理的で柔軟な組織の在り方について検討を加えていくことも必要です。業務の見直しは、当然のことながら、それを運営する組織の改善を伴うものでなければなりません。

これまで急激な増加を続けてきた事件数は、一部に落ち着きが見られるものの、なお高い水準にあります。この間、改革が進められる中で、着実に裁判事務の遂行に当たってきた職員各位に敬意を表したいと思っています。司法制度の改革が国民の幅広い理解の下に所期の成果を挙げ得るかどうかは、日々の裁判に対する国民の信頼に拠っています。職員各位と共に、この改革を有意義なものとするため全力で職務に取り組みたいと思います。

以上をもって私のあいさつとします。

記

事

◎平成17年度長官所長会同協議結果概要

6月22、23日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、司法制度改革を踏まえて、中長期的視野から、裁判所の事務処理態勢の整備等司法行政上考慮すべき事項、裁判官に相応しい人材を確保するために執るべき方策のほか、裁判員法成立後1年間の準備状況を踏まえ、裁判員制度の円滑な導入に向けて、重点的に取り組むべき事項であり、司法制度改革の実施段階における検討課題を中心に、幅広い意見交換がなされた。その概要は、以下のとおりである。

1 司法制度改革を踏まえて、中長期的視野から、裁判所の事務処理態勢の整備等司法行政上考慮すべき事項

まず、司法制度改革において、裁判員制度の導入を始めとする種々の制度改革の運用実施、専門事件・複雑困難事件の増加への対応、裁判迅速化法への対応など多くの課題への取組が求められている中で、裁判部の態勢を一層充実・強化することが不可欠であり、そのためには、司法行政部門の合理化、効率化など全庁的な観点からの検討が必要であるとの認識で一致した。その上で、事務局事務の合理化方策や組織見直しの在り方について、各庁の実情に基づき率直な意見交換がなされた。

次に、裁判部の態勢整備の具体的方策について意見交換がなされ、刑事分野では、裁判員事件処理を念頭に置きつつ、その他の刑事事件の処理に支障を来すことのないような処理態勢構築のための留意点、民事分野では、専門事件や複雑困難事件の処理態勢充実策として、専門部・集中部の導入や合議充実のための工夫などについて協議された。

2 裁判官に相応しい人材を確保するために執るべき方策

司法の役割に対する国民のニーズの増大に適切に対応するためには、裁判官に相応しい人材の確保が不可欠であり、裁判員制度を始めとする一連の制度改革の実施を控え、質量ともに充実した人材の確保が重要であるという観点から、司法修習生及び弁護士からの人材確保について議論された。

司法修習生からの人材確保については、法曹養成制度が改革される中、裁判官の仕事の魅力をどのように伝えるかという点等について議論された。また、任官候補者の資質・能力をいかに見極めるかについて、どのような判事補が成長しているかという実情等も踏まえて議論され、成績や知識だけでなく、精神的なタフさ等の人物的な資質にも十分配慮することが今後とも必要などの意見が述べられた。

弁護士任官については、裁判官の給源の多様化・多元化の重要な方策として推進すべきとの観点から議論され、弁護士任官者の量的な拡大を急ぐあまり適性が不十分な者が任官することは、かえって弁護士任官の推進自体にとってマイナスであり、適性の的確な把握が重要である等の意見が述べられた。これを受け、これまでの弁護士任官の事例も踏まえつつ、適性をどのように判断すべきか、判断に必要な情報をどのように把握するか、適性把握のための調停官制度の活用等の在り方等の問題点について協議された。

3 裁判員法成立後1年間の準備状況を踏まえ、裁判員制度の円滑な導入に向けて、重点的に取り組むべき事項

冒頭、裁判員裁判の審理及び評議において、裁判員と真の協働関係を築くためには、裁判官の側の意識改革を徹底するとともに、実体に即した適切な判断を裁判員が下せるように、従来の刑事裁判手続について思い切った見直しが必要である旨の意見が述べられた。意識改革及び手続の見直しが必要であることについては異論はなく、証拠調べや評議のありようをめぐる、率直な意見交換がなされた。

続いて、裁判官及び職員の共通認識を高めるための方策、裁判員裁判にふさわしい審理の定着のため対外的に取り組むべき事項について意見交換がなされ、各庁の経験を踏まえれば、模擬裁判を繰り返し実施していくこと、海外調査に派遣された裁判官が他の裁判官、職員とその体験を共有しつつ検討を深めることの重要性が確認された。その他、裁判所の人的物的態勢の整備に関しては、現時点では法廷等の施設の整備が急がれること、今後標準的な審理イメージを固めていく必要があるとする意見などが述べられた。

最後に、国民の参加意欲を高めるために、裁判員裁判の実像を国民に正しく伝え、国民の不安を解消する広報活動が重要であることで意見が一致し、そのための具体的な方策について様々な意見が述べられた。

第1414号

平成18年 7 月15日

裁判所時報

発 行

最高裁判所
事務総局

(毎月1日・15日発行)

最高裁判所長官あいさつ

(平成18年7月5日、6日開催の高等裁判所長官、
地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの)

現在、我が国では、大きな時代の変わり目を迎え、広範な領域で既存のシステムの見直しが進められています。多くはいまだ改革の途上にあり、社会全体としてどのような姿となっていくのかについては様々な見方がありますが、複雑な社会的利害を調整し、安定と発展をもたらす基盤としての司法の役割が、これまでも増して重要なものとなることについては、異論のないところであると思います。一連の司法制度の改革は、このような認識の下に進められてきたものであり、我々は、変動する社会情勢の下での司法に対する要請を的確に受け止め、改革の過程で具体化されてきた諸方策の定着を図るとともに、引き続き充実した司法制度の実現に努めていかなければなりません。

本年秋には、法科大学院の課程を修了した者に対し、新しい司法修習が開始されます。司法修習制度は、今日まで60年近くの長きにわたり、法曹三者に求められる普遍的な実務上の能力を付与するための教育を通じて、我が国の法律実務の発展と法曹倫理の向上に大きな役割を果たしてきました。新しい法曹養成制度の下でも、このような司法修習の意義はいささかも変わるものではなく、

今後ともこれまでの役割を果たすよう努めていかなければなりません。新たな司法修習は、期間の短縮や司法修習生の大幅な増員など従来とは異なった環境の下で実施されることになるため、その具体的内容と指導方法について格段の工夫が求められます。法科大学院の修了者は、充実した法理論教育を通じて、法曹になるために必要とされる体系的な法律知識と法的な思考力を身に付けていることが期待されています。司法修習は、その基礎の上に、実務修習を中心として、応用範囲の広い基本的な実務能力の修得に重点を置いて実施していく必要があります。新しい法曹養成制度が、理論と実務の調和のとれた教育を通じ、社会の多様なニーズに対応できる広い視野と柔軟な思考力を備えた優れた人材を多数養成することになるよう期待されます。このような活力に満ちた養成制度が、すべての法曹を志す者にとって魅力あるものとなり、そうした中から、裁判官の重要な職責を主体的に果たす意欲と使命感に溢れた有為の人材を多数裁判所に迎え入れることが可能となるよう願ってやみません。

裁判員制度の施行が近づいてきました。これまで、分かりやすく迅速な審理を実現するという観

点から、法曹三者の協力の下で模擬裁判が重ねられ、審理の在り方の見直しに関する基本的な方向性が明らかになってきました。今後は、これに沿って事件の類型に即した手続の内容が具体的なものにされていくことが期待されます。裁判員制度を支える社会的な条件の面でも、国民の負担にできるだけ配慮する必要がある、その生活実態を的確に把握して、制度の構築や施策の推進に反映させていかなければなりません。とりわけ、裁判員の選任について、生活上の様々な支障に対して適正に対処することができるよう、具体的な検討を進めていくとともに、社会環境の面でも、就業、育児、介護等に及ぼす影響の解消・緩和に向けて、関係諸機関と連携して、全国的な規模での取組を推進していくことが課題となります。

この改革の間、裁判の手続や運営の面でも、司法への様々な要請に対応するための改革・改善の努力が続けられてきました。特に、国民生活と関わりの深い民事裁判の領域では、裁判の専門性、利便性、迅速性を高める改革として、知的財産高等裁判所の創設、医療訴訟や建築訴訟の運営改善、労働審判制度、少額訴訟制度の導入等、それぞれの紛争の実態に即した手続や態勢の整備が図られてきました。今後も、社会のニーズを的確に受け止め、制度や運営の改善に反映させていくことが望まれます。家庭裁判所についても、人事訴訟、少年審判手続等に関する制度改革が行われましたが、少子高齢化の進行、地域社会の変容、家庭観の変化等、家庭や少年を取り巻く環境の変化

には著しいものがあり、このような状況に応じ得る手続とその運営の在り方について、今後更に検討を重ねていく必要があると思います。

国民に司法制度の利用を実質的に保障する機関として日本司法支援センターが設立され、今秋から業務を開始します。支援センターの活動が全国に展開されることにより国民の司法へのアクセスの改善が図られ、また、裁判員制度を始め刑事裁判の運営に欠くことのできない国選弁護の態勢が整えられることになります。裁判所としても、支援センターの果たす役割の重要性に鑑み、その運営にできる限りの協力をしていかなければならないと考えます。

厳しい財政事情の下、国の機関について効率的な組織への見直しが求められていますが、このような中で、司法に対する需要の拡大に備え、裁判所の態勢の整備を進めていかなければなりません。これまでも述べてきましたが、そのためには、裁判所の組織・機構や事務の在り方について総合的な見直しを行い、国民の理解の下に、その機能の充実強化を図っていく必要があります。

この間、広範囲にわたる制度改革を着実に実行し、適正迅速な裁判事務の遂行に取り組んできた職員各位に敬意を表するとともに、時代の要請に応える司法の実現に向けて、今後とも職員一人一人がそれぞれの職務に誠実に取り組み、十分にその職責を果たしていくことを期待します。

以上をもって私のあいさつとします。

記	事
---	---

◎平成18年度長官所長会同協議結果概要

7月5、6日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、新しい司法修習制度の下における修習の在り方、裁判員法施行まで3年を切った現段階において、制度の円滑な導入に向け、重点的に取り組むべき事項、司法制度改革の実施状況・事件動向等を踏まえ、裁判部の事務処理態勢整備について司法行政上考慮すべき事項、社会の変化に対応した家庭裁判所の事件処理の在り方であり、司法制度改革の実施段階における検討課題を中心にして、幅広い意見交換がなされた。その概要は、以下のとおりである。

1 新しい司法修習制度の下における修習の在り方

新しい司法修習制度の下における修習が、本年度中に開始されることを踏まえ、その在り方について議論された。

ア まず、法曹養成のプロセスにおける司法修習の役割について議論され、新しい法曹養成制度は、現行制度の問題点を克服し、今後の社会の要請に応えられる質の高い法曹の養成を目指すものであり、法科大学院・司法修習・修習終了後の研さんでその役割を分担することになること、その中で、これまで司法修習が果たしてきた機能・役割を、今後とも維持していかなければならないことなどについて意見が述べられた。法科大学院との関係では、法科大学院では「実務との架け橋」を意識した法理論教育が行われるものとされているが、単なる技術的・平板な実務知識等の伝授でなく、具体的な問題解決の場面で法理論がどのような意義・機能を有するかの理解を通じ、法制度の体系的理解・基礎的な法的思考能力の涵養を目指す教育が期待されとの意見が述べられた。

イ 次に、司法修習生の大幅増加と修習期間の短縮に対応する司法修習（特に民事・刑事裁判修習）の在り方について議論された。法科大学院が発足間もない不安定期にあるという状況の下では、司法修習生の大幅増加に伴い、質的格差が拡大することも予想され、これに加えて、修習期間の短縮等を考えると、従来どおりのきめ細かな指導を維持することは困難であり、法律実務家としての最低限の法廷実務の基本を習得させることに重点を置くべきとの意見が多数出された。

また、新たに導入される選択型実務修習では、裁判実務に高い関心を抱く者を対象としてこれを本格的に学ぶ発展コースを中心に、分野別実務修習の深化と補完を図る修習を行うべきであるとの議論がされた。

2 裁判員法施行まで3年を切った現段階において、制度の円滑な導入に向け、重点的に取り組むべき事項

冒頭、裁判員選任手続に関し考慮すべき事項として、最高裁が実施したアンケート結果を踏まえると、より国民が参加しやすい制度を構築するためには、①迅速化を中心とした裁判手続の見直し、②参加しやすい社会的環境の整備、③選任に際して、裁判員候補者が抱える障害事由の内容・程度にできるだけ配慮し、かつ安定的な裁判員の確保も可能となるような制度設計という3つの方向から考えていくことが必要であるとの意見が述べられ、異論を見なかった。

続いて、裁判員選任手続の設計・運用に当たっては、無作為抽出に基づく選任の公平性という要請に応えるものであることを前提としつつ、国民の生活実態に根ざした各種の要望にできる限り応えとともに、特に審理に長期間を要する事件において顕著となる障害との関係で、裁判員となる者やその候補者の負担の程度を可能な限り小さいものとするという要請とどのように調整させるかという視点に立って検討すべきとの意見が述べられ、その具体的方策について率直な意見交換がなされた。

最後に、社会的環境の整備は、裁判に参加する国民の負担の軽減はもとより、広範な層の国民に裁判に参加してもらい、裁判員制度の趣旨に沿った運用を確保するためにも重要な課題であり、法曹三者だけでなく、国を挙げた取組が不可欠であるとの意見で一致した。また、国選弁護制度の運用を担う日本司法支援センターが、十分な国選弁護人契約弁護士を確保し、裁判員裁判対象事件など事案に応じて相応の経験を有する弁護士を国選弁護人候補として指名通知できるように裁判所も協力していく必要性が確認された。

3 司法制度改革の実施状況・事件動向等を踏まえ、裁判部の事務処理態勢整備について司法行政上考慮すべき事項

まず、司法制度改革で導入された新しい制度や近時の事件動向の変化等による裁判官及び書記官の執務実態の変化について各庁から報告があり、地方裁判所の民事部門では民事訴訟事件の新受件数が落ち着きを見せ、民事訴訟法の改正により審理方式が大きく変化したため、主として立会部の書記官の執務態勢に比較的余裕がある庁が多いのに対し、刑事部門では、近年の事件増や心神喪失者医療観察制度、公判前整理手続といった新しい制度の導入、更には裁判員制度施行に向けた各種準備作業などにより、概して繁忙な状況にあり、家庭裁判所についても、少年事件が長期的な減少傾向にあり、少年部門に比較的余裕がある一方で、成年後見事件の増加や相談業務の負担増などにより、家事部門の繁忙度が高くなっているとの現状認識が示された。その上で、裁判部の態勢を充実・強化するためには、今後更に執務実態に合致した裁判官・書記官等の人員配置や事務分担を実現していく必要があるとの意見で一致した。

また、司法機能の充実強化の要請に応えるためには、裁

判所全体における事務処理態勢の総合的な見直しを進め、裁判所運営の効率化を図っていく必要があるという認識で一致し、事務の合理化や組織の見直しなど全庁的な観点からの効率化の検討を引き続き進めていくことが必要であるとの意見で一致した。

4 社会の変化に対応した家庭裁判所の事件処理の在り方

冒頭、家事事件及び少年事件をめぐる社会的環境や国民意識は大きく変化しており、そのような変化を踏まえたこれからの家庭裁判所の在り方について改めて議論しておくことの重要性が指摘された。

そのような観点から、まず、社会の高齢化等を背景として制度利用者の大幅な増加が続く成年後見関係事件については、効率的な事件処理態勢の整備を急ぐ必要があるとの認識で一致し、そのための方策について様々な意見が述べられた。

続いて、家庭裁判所への移管後2年を経過した人事訴訟事件については、移管の趣旨を十分に実現するために司法行政上配慮すべき事項について協議され、調停と人事訴訟とを家庭裁判所で一貫して扱うメリットが活かされる執務態勢の在り方などについて、各庁の実情を踏まえた意見の交換が行われた。

最後に、少年審判の在り方については、平成12年改正少年法の施行から5年を経過したが、その間にも安全に対する意識など社会情勢は変化しており、家庭裁判所は少年審判が少年の健全な育成、再非行の防止のために有効に機能しているかどうかを自ら検証していく必要があるなどの意見が述べられた。また、被害者等に対する配慮についても一層充実させていく必要があるとの意見が多く出された。

第1437号

平成19年7月1日

裁判所時報

発行

最高裁判所
事務総局

(毎月1日・15日発行)

最高裁判所長官あいさつ

(平成19年6月20日、21日開催の高等裁判所長官、
地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの)

現在、我が国では、人々の価値観や生活様式が多様化する中、多くの分野で既存のシステムの有効性に疑問が提起され、その見直しが進められています。まさに我が国の将来の発展を支える自由で公正な社会の在りようが模索されている現状にあるといえましょう。

このような社会を実現するには、基盤として法の支配の確立が不可欠であり、その役割を担う司法の重要性が今後ますます増大していくことは疑いのないところです。私たちは、この重大な使命を果たすべく、司法機能の一層の充実強化を図るとともに、国民的基盤をより強固なものにし、司法に対する国民の理解と信頼が揺るぎないものとなるよう、努力を続けていかなければなりません。

裁判員制度の実施まで2年足らずになりました。刑事裁判に直接国民が参加するこの制度は、司法に対する国民の理解と信頼を深める上で大きな意義を有するものであり、私たちは、それが円滑に実施されるよう、全力を挙げて取り組まなければなりません。この時点で、準備の状況を点検し、残された課題を整理した上で、施行までの間、気持ちを新たにして準備作業を加速し、できる限り効果的な方策を推進していく必要があります。

これまで、裁判員にも分かりやすく、かつ、負担の少ない迅速な裁判を実現するという観点から、審理、評議の在り方について検討を重ねてきました。その結果、争点に集中し、公判廷で心証をとることのできる審理が不可欠であるという点については、法曹三者の間で異論を見ない状況になっています。今後は、これまで実施した模擬裁判等の成果を生かしつつ、そこ

で浮き彫りになった様々な課題について更に検討を進め、より具体的かつ実践的に、事件の性質や難易に応じた審理、評議の進め方を考究しなければならず、その趣旨に適うような模擬裁判等を工夫し、これを繰り返し行っていくことが重要です。もとより、こうした検討が有益なものとなるには、裁判官が裁判員と協働して裁判を行うことの意義についての共通の理解が基礎になればならず、常にそのことを確認しつつ十分な意見交換を行い、あるべき審理、評議の姿を構築していかなければなりません。

裁判員制度が、本来の趣旨に沿って円滑に運用されるためには、幅広い国民の参加を実現することが不可欠です。そのような観点から、国民の負担に配慮した選任手続の在り方について検討を重ね、先日、最高裁判所規則が制定されました。今後、具体的な選任手続の運用について検討を進めていくことになりますが、裁判員制度が国民の間に広く理解され、支持されるためにも、様々な事情に基づく辞退の申立てに対し適切な判断を行うことが、とりわけ重要です。国民各層の参加に対する障害事由について各地域ごとの実情を可能な限り把握した上で、そうした実情に即した合理的な判断を行うことが望まれるところです。そのためには、できるだけ実際の姿に近い形で模擬選任手続を行うなど実践的な準備を重ねていかなければなりません。最近の各種の調査結果によっても、国民の間には、依然として、裁判員裁判への参加に消極的な意見が少なくありません。広く国民の参加を得るためには、裁判員に期待される役割について平易な説明を行うとともに、裁判員裁判の標準的な姿や予想される裁

判員の負担の内容をできる限り明確に示すことにより、刑事裁判に参加することへの不安を少しでも解消するように努めることが肝要です。これまで広報活動を精力的に実施してきましたが、この観点から、その内容と対象に検討を加えるなどして、一層効果的なものとなるよう工夫を凝らす必要があります。今後、法曹三者の緊密な連携の下、各地域においても、その実情に応じて、きめの細かい広報を展開していかなければなりません。また、国民の参加の障害を軽減するための社会環境の整備等についても、引き続き関係機関と密接に連携し、更に有効な取組を行っていく必要があります。

司法が今後その機能を強化していくには、人的基盤の拡充が不可欠です。そのための改革の柱として創設された法科大学院の初めての修了者に対し、昨年末から、新しい司法修習が開始されています。新制度の下においても、これまで同様、法曹としての基本的能力と高い倫理観を備えた人材の養成が求められることはいうまでもないところであり、法科大学院における教育の成果を確認しながら、最も適切な内容と指導方法による司法修習を行わなければなりません。加えて、新しい制度による法曹養成が、全体として、改革の趣旨に沿って行われているかという点について関心を払い、関係機関とも連携の上、養成の各段階の実情を把握し、継続的な改善の努力を重ねていくことも重要です。

司法の中核を担う裁判官に資質、能力に優れた人材を得なければならないことは、常に変わらぬ課題であり、法曹養成の現状を踏まえて、この機会に改めて裁判官の研さんの在り方を考えてみる必要があります。今後ますます多様化し、専門化していく事件に適切に対応し、これを妥当な解決に導くには、裁判官が、総体として、多様性を持つとともに、高度の専門性を備えることが求められます。そのためには、裁判官各人が、画一的な発想にとらわれることなく、それぞれ目標とする裁判官像を描きつつ、自己研さんを積み重ね

ることが何よりも大事です。とりわけ次代を担う若い裁判官たちが、その重い職責を自覚し、日々の職務を通じて実務能力を習得するにとどまらず、不断に自らを磨き、広い視野と柔軟な思考力を身に付けるべく、たゆみなく努力することを期待してやみません。こうした裁判官の主体的かつ自律的な成長を支援するために、あらゆる配慮を惜しんではならないと考えます。

変動する社会情勢の下で、各種事件の動向は予断を許さないところでありますが、民事裁判の分野では、おおむね順調に事件の処理が行われています。知的財産高等裁判所や労働審判制度など新たに導入された諸制度も、円滑に実施運用されています。今後は、これまでも増して、事件の特性に応じた充実した審理と納得性の高い判断を行うことを通じて、司法に対する信頼が一層高まるよう、引き続き努力を重ねていかなければなりません。家庭裁判所が取り扱う事件は、少年の非行を含め、家庭の在りように深くかかわるものであり、その適正な処理は、社会の安定という点からも重要です。家庭の在りようが大きく変容する中、家事事件、少年事件とも、現在の家庭や少年が抱える様々な問題を反映して、複雑困難の度合いを増しています。家庭裁判所に対する国民の意識もまた変化しています。家庭裁判所は、これらの変化に的確に対応し、その特色を十分に生かし、家事調停や人事訴訟における紛争解決機能を向上させるとともに、社会から一層の信頼を寄せられる少年審判の運営に努めていかなければなりません。

日々の事件を誠実に処理することは、司法に対する信頼の最も基本となるものです。近年、司法制度改革にかかわる新たな制度が次々に実施に移される中で、これらを円滑に実務に定着させながら、多数の事件の着実な処理に当たってきた職員各位に敬意を表します。今後とも、常に基本に立ち返り、国民の期待と信頼に応える裁判所を築くために、職員各位と共に、全力を尽くしたいと思います。

以上をもって私のあいさつとします。

致した。また、今後、裁判官や職員が、全国的に多種多様な企業、団体等を訪問して、模擬裁判や模擬選任手続への協力を含む裁判員制度への協力を求めるとともに、様々なグループの参加障害事由を聴き取り、辞退事由の判断資料として蓄積していく方針が確認された。

続いて、裁判員裁判を適切に運営していくために残された課題について議論が行われた。迅速で分かりやすい裁判を実現する必要があるという点について、法曹三者で異論を見ない状況となったのは、これまでの模擬裁判の成果であり、今後も目的意識を明確にした模擬裁判を繰り返し実施していく方針が確認された。裁判員との評議の在り方については、未だ試行錯誤の段階にあるが、今後、多くの裁判官が自信を持って制度の施行を迎えられるよう、可能な限り現実の裁判員に近い裁判員役を確保した上で、模擬評議等を繰り返し実施していく方針が確認された。また、選任手続については、今後、先般制定された裁判員規則や規則制定諮問委員会で議論された「裁判員に対する説明例」や「裁判員候補者に対する質問イメージ」に沿った模擬の選任手続を実施して、安定的な運用の定着に努めていく方針が確認された。この点、最も困難な課題の一つである辞退事由の判断の在り方に関しては、国民の不公平感を招来しないよう、模擬の選任手続や企業・団体訪問の際に得られた情報を基に、どのような運用を行うかについて各庁ごとに検討し、裁判官協議会等の場で議論して、裁判官の共通認識を形成しておく必要があるとの意見が述べられ、異論を見なかった。

最後に、裁判員裁判の実施に向けた人的・物的な態勢の整備については、裁判員制度の実施に支障がないよう各庁の実情に応じた人員のシフトも含め、計画的に態勢整備を図っていく必要があるとの議論がなされた。

2 判事補の主体的・自律的な成長を支援するために、所長が果たすべき役割について

裁判所に対する社会の多様な要請や期待が一段と高まる中で、これに的確に応えるため、次代を担う判事補は、それぞれの目指す裁判官像に向かって、主体的・自律的な成長を遂げていくことが重要であるという共通認識の下、それを支援するために所長が果たすべき役割について議論がなされた。

まず、有意義なOJTが行われるために考慮すべき事項について議論され、新任判事補の配属庁の拡大に伴って判事補の研さん環境も異なることになるが、大規模庁のみならず中小規模庁においても有意義なOJTは可能であるとの意見が多数述べられた。その上で、それぞれの研さんの実効性を高めるために、配置や事務分担の工夫などの面で、各庁の実情に応じて研さん環境を整備すべきことが確認されたほか、そのための具体的方策や、日常のOJTにおいて大きな役割を担う部総括の意識啓発策等について意見が述べられた。また、支部に配置されているために合議に入らない判事補の研さんを支援する方策についても、各

記 事

◎平成19年度長官所長会同協議結果概要

6月20、21日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、裁判員法施行を約2年後に控え、制度の円滑な導入に向けて重点的に取り組むべき事項、判事補の主体的・自律的な成長を支援するために、所長が果たすべき役割について、社会の変化を踏まえ家庭裁判所がその機能を十全に発揮するために司法行政上考慮すべき事項であり、司法制度改革の実施段階における検討課題を中心にして、活発かつ幅広い意見交換がなされた。その概要は、以下のとおりである。

1 裁判員法施行を約2年後に控え、制度の円滑な導入に向けて重点的に取り組むべき事項

まず、国民の幅広い参加を得るために各地方裁判所において取り組むべき事項について議論され、今後の広報活動の在り方について、制度周知のための広報から、国民の不安や疑問を解消し、参加意欲を高めるための双方向型・対話型の広報にシフトしていく必要があるとの点で意見が一

庁の様々な事例に基づき意見が述べられた。

次に、判事補の研さん支援の観点から人事評価の運用について考慮すべき事項をめぐって議論が交わされ、経験年数の短い判事補については、育成的視点を考慮するのが相当であるとの意見が述べられ、人事評価の際に行われる面談の在り方等に関しても、その視点に沿った具体的な方策について議論された。

さらに、判事補の自己研さん支援に有益な研修の在り方については、判事補の研さんは OJT が基本であるとの理解の上に立って、新しい時代に即した集合研修への期待、意見が述べられた。また、判事補の外部経験をより有意義なものとするために配慮すべき事項として、多様な外部経験先の確保を含めた派遣先の拡充の必要性を中心に、様々な観点からの意見が述べられた。

3 社会の変化を踏まえ家庭裁判所がその機能を十全に発揮するために司法行政上考慮すべき事項

冒頭、家事事件及び少年事件を取り巻く社会の変化を踏まえ、家庭裁判所がその機能を十全に発揮するために司法行政面において採るべき方策について検討し議論することの重要性が指摘された。

そのような観点から、まず、家事事件の関係では、家事調停の充実を図りその解決機能を向上させる方策、人事訴訟事件の家庭裁判所移管の趣旨を最大限発揮するための方策、更なる増加が予想される成年後見関係事件への対応について協議が行われた。これらの事件は、適正かつ迅速な処理に対する国民のニーズが強いところであって、家庭裁判所としては国民の期待に応える事務処理態勢の構築を図っていく必要があるとの点で意見が一致し、そのための諸方策について議論がなされた。

続いて、少年事件の関係では、少年事件に対する社会の意識の変化と少年審判の現状、少年審判の信頼性をより高めるための方策等について意見交換が行われた。少年事件に対する社会の意識の変化を踏まえ、家庭裁判所は、少年審判に対する社会からの信頼を高めるための方策を一層充実させていく必要があるとの意見が出され、そのために、裁定合議制度の活用を含め適正な審判が行えるよう引き続き態勢を整えていくこと、被害者に対する十分な配慮を行うこと、可能な範囲で社会に対する情報発信を行うことなどの重要性が指摘された。

最後に、家庭裁判所における裁判官の役割について議論がなされ、裁判官、書記官、家庭裁判所調査官が効果的に連携し、家庭裁判所の機能を高めていくためには、その中心となる裁判官がリーダーシップを発揮することが何よりも重要であるとの意見が大勢を占めた。